

【日本消化器内視鏡学会 消化器内視鏡技師認定試験】受験に関する同意事項

1. 試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。
2. 一度お支払いいただいた受験料の返還はいたしません。ただし、台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、システム上の障害その他不可抗力による事由により、やむをえず試験を中止した場合は、受験料の返還等対応いたします。
3. 理由の如何を問わず、試験の中止（試験途中の中止を含みます）により受験者が被った一切の損害については何ら責任を負いません。
4. 試験日以外に試験会場に入ることはいけません。
5. 試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。
6. 試験会場には、受験者の関係者のための待合室はありません。
7. 試験会場への来場は時間厳守としてください。遅刻した場合、受験できません。
8. 次に該当する受験者は失格とし、試験途中であってもその場で試験の中止及び退室を指示するとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。この場合、試験の成績は無効とします。
 - ① 試験監督員の指示に従わない者
 - ② 試験中に、助言を与えたり、受けたりした者
 - ③ 他の受験者の迷惑となる行為を行った者
 - ④ 暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為をした者
 - ⑤ 不正行為をした者
 - a) 教科書・参考書・ノート・プリント・携帯電話・スマートフォン・電子辞書・電卓等の電子機器類を使用又は身の回りに所持する(事前に許可されているものを除く)。
 - b) 試験問題等の持ち出し、録画、撮影
 - c) 他の受験生の回答内容を見たり、他の受験生に教える
 - d) 本人以外の者が受験する。
 - e) 試験問題を含め、試験に関して知りえた情報全般の複製、外部への開示、漏洩(ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)をはじめインターネット等への掲載を含む)
 - f) その他、成績評価や試験実施に支障が生ずる行為
9. 試験後にこれらの行為を行ったことが発覚した場合、当該受験者は失格とし、受験した試験の成績は無効とします。また、合格を取り消すとともに、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
10. 本人確認など試験委員が指示した場合を除き、試験会場では、マスクを着用してください。
11. 下記に該当する受験者は、試験を受けることができません。
 - ① 新型コロナウイルス感染症に感染または濃厚接触者の場合
 - ② 体調がすぐれないなど、感染が疑われる症状がみられる場合
 - ③ 入管法に基づく入国制限の対象となっている地域から日本への入国後、指定された待機期間を経過していない場合
参考：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
 - ④ 同居家族などの身近に上記の項目に当てはまる方がおり、ご自身が濃厚接触者であると思われる場合

以上